



砂山地域まちづくり協議会 令和7年度通常総会

日時 令和7年4月7日(月)午後7時
会場 平林小学校 多目的ホール

みんなで話し合い、取り組み、誰もが健幸で支え合う集落・地域を目指して



令和7年度 砂山地域まちづくり協議会通常総会 次第

1 開 会

- 2 あいさつ 砂山地域まちづくり協議会 会長 村 山 真 実
村上市神林支所 支所長 志 田 淳 一

3 総会成立報告

4 議長選出

5 議事録署名人選任

6 議 事

第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算の承認について

第2号議案 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第3号議案 砂山地域まちづくり協議会役員の承認について

7 議長退任

8 そ の 他

9 閉 会

第 1 号議案

令和 6 年度事業報告及び収支決算の承認について

令和 6 年度事業報告及び収支決算について、監査報告書を付して別紙のとおり承認を求めます。

令和 7 年 4 月 7 日 提 出

砂山地域まちづくり協議会 会 長 村山 真実

令和 7 年 4 月 7 日 承 認

砂山地域まちづくり協議会 総会議長 櫻井 新平

令和6年度事業報告

区 分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること	(1) 集落支援事業の取り組み 砂山地域では、集落活動をまちづくりの基本と位置づけ、集落で話し合いながら、集落の伝統行事や文化を守り、地域のつながりやふれあいを深めていくことを目的として集落事業に取り組みました。			
	1 区民ふれあい大会(牛屋)	11月4日 (月)	120名	毎年恒例の区民ふれあい大会を開催しました。集落公会堂を会場にパ食い競争、缶積み競争などの様々な競技を行いました。 競技終了後は、近隣集落からバンドを招き演奏会、カラオケ大会、懇親会を行い、集落内での親睦を深めることができた。
	2 収穫祭(福田)	10月20日 (日)	55名	収穫祭では、親子での餅つき、雑煮づくり、ビンゴゲーム、輪投げ、スーパーボールすくい、手品披露などを行いました。収穫祭を通して区民同士が交流し、親睦を深めることができた。
	3 収穫感謝祭事業(北新保)	11月3日 (日)	67名	収穫感謝祭では、映写会、参加者全員でビンゴゲームを行いました。また、老人クラブによるカラオケ大会を行い、にぎやかに集落住民同士が交流し、親睦を深めました。
	4 赤松集落内の環境整備(赤松)	8月25日 (日)	45名	赤松集落では、平成24年から集落の懇談会を始め、平成26年から環境整備に取り組んでいます。 今年度は、集落内のゴミ拾い、集落公園の整備を行った後、ジャンケン大会を行いました。

区 分	事業名 取組項目		実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
		5 皆で神楽に 親しむ会 (長松)	8月25日 (日)	26名	子供や女性たちにも多数参加してもらいあまり見たことの無い神楽に親しみを持っていただき、文化継承と住民相互の親睦を図り、楽しい時間を共有することができた。
		6 塩谷元気事業	環境整備事業 ①海岸整備事業 5月26日 (日) ②墓地清掃事業 7月21日 (日)	192名 120名	海岸整備事業では、燃やすごみ・缶類・ビン類・発泡スチロール・鉄・木材など様々なゴミ拾いを行った。 墓地清掃事業では、墓地に昔から残るゴミ捨て山のゴミ選別後に更地作業や墓地参道等の草刈りを行った。
			町内行事支援事業 6月～10月	約191名	各町内で事業を行ったことで町内の交流及び郷土愛を育むことができた。
			塩谷講座事業 防災講座 11月29日 (金)	15名	講座を通して、ハザードマップから見えてくる逃げ方等を今後、各町内で話し合いを持つことで具体的な動きが見えてくると考える。

区 分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること	(2) 砂山地域事業の取り組み 砂山地域の共通の財産である「お幕場」や「大池」を保全する取り組みや、6集落が連携した防災の取り組みを行い、住民同士の一体感を深めることができました。また、小・中学校連携について、平林小学校・神林中学校に対し事業補助を行いました。			
	1 お幕場クリーン作戦	10月6日 (日)	62名	今回で10年目となった事業です。砂山地域住民、平林小学校に呼びかけを行い、参加者総勢62名でお幕場森林公園の松葉掻き草刈りなどの清掃を行った後、じゃんけん大会を行いました。今年は子どもの参加が多く、例年以上に活気ある事業になりました。
	2 花いっぱい事業	植栽日 6月2日(日) 管理作業 8月3日(土)	シバザクラ苗の植栽及び管理作業 54名	一般募集、平林小学校にも呼びかけを行い、シバザクラの苗を250株準備し植栽作業を行いました。また、管理作業を8月3日(土)に行いました。
	3 地域連携事業(自主防災組織連絡会議の取組)	7月26日 (金)	自主防災組織役員等 15名	第1回連絡会議 協議事項 ①集落の活動計画と意見交換について ②防災事業の取り組み案について
		11月2日 (土)	自主防災組織役員等 23名	避難所運営ゲームを行い、地域住民が主体となった避難所運営について学んだ後、平林小学校体験棟に置いているまち協の防災備品の確認を行いました。
		11月28日 (木)	自主防災組織役員等 12名	第2回連絡会議 協議事項 ①今年度の各集落活動報告について ②令和6年度事業報告について

区 分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
	4 小中学校との連携事業	5月11日 (土)	神林中学校 生徒	神林中学校ウォークラリーが開催され、令和6年度は山道を通るルートであったため、熊鈴の購入を支援しました。
		5月25日 (土)	平林小学校 児童	平林小学校にご協力いただき、運動会プログラムの中にまち協種目を追加していただき、地域住民参加型「玉入れ」を行いました。児童、地域住民が一緒になってお互いを応援し合い盛り上がりました。
		通年	平林小学校 児童	年間を通して平林小学校のロング昼休みに参加し、様々な工作やボッチャなどを通して児童と地域住民の方がふれあうことができた。
		11月26日 (火)	平林小学校 児童、みのり保育園園児、地域住民	当協議会、平林地域まちづくり協議会、平林小学校区の地域企業の協賛により開催。地域住民約230名の参加があり、公演中に手拍子、笑いがおこるなど皆さん楽しんでいる様子がうかがえる素敵な公演となりました。
		3月24日 (月)	平林小学校 児童	平林まち協と連携し、卒業生へ卒業記念品とチューリップを贈呈しました。
	(3) 研修会の開催 人口減少や少子高齢化を見据え、支え合う地域づくりのために生活支援協議体では集落での第1歩発表会を行い、まち協では支え合いの仕組みづくり講演会を行いました。ほかに神林地区まちづくり協議会合同の研修会を行いました。			
	1 ささえあい事業	5月15日 (水)	16名	第1回ささえ～る隊会議 ささえ愛の日の啓発について 「集落での第1歩発表会」について ささえあいカレンダーVol.6について
		7月25日 (木)	13名	第2回ささえ～る隊会議 地区、集落での取り組みについて 「集落での第1歩発表会」について
		11月9日 (土)	約60名	集落での第1歩発表会

			11月28日 (木)	58名	村上市互近所ささえ～る隊会議合同 研修会「今日からできるささえあい 20事例」
			12月12日 (木)	15名	第3回ささえ～る隊会議 集落での第1歩発表会、合同学習会、 ささえあいカレンダーについて
			2月6日 (木)	14名	第4回ささえ～る隊会議 令和6年度活動報告、「緊急救急情報 ボード(仮)」、来年度について
			3月17日 (月)	ささえ～る 隊員 ほか	村上市互近所ささえ～る隊1層2層合 同研修会 互近所ささえ～る隊活動報告(各地 区)、グループワーク
		2 まちづく り活動推進研 修	2月23日 (日)	65名 (区長会、 関係人口、 各地域まち 協運営委員)	少子高齢化や人口減少の現状を理解 し、住民自治の重要性や新たな取組 について学ぶことを目的に、住民自 治に関する研修会「どうする!!かみは やし!!」を開催しました。
		3 関係人口 創出・拡大事 業	通年	実行委員会 【別組織】	関係人口創出・拡大を目的とした事 業を道の駅神林で10月26日・27日に 実施。また、小学校との連携事業や 体験事業を行いました。
		4 笑いと健 康いきがい事 業	11月26日 (火)	—	今年度については、平林小学校と連 携し、開催した鼓童交流公演が本事 業の目的と合致しておりましたの で、鼓童交流公演を本事業代わるも のとししました。

区 分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
	(4) 神林地区敬老会への参画 神林地区では、敬老会を、世代間交流を図り、支え合いの意識を育む事業として位 置づけ、5地域の合同開催により継続して取り組んでいます。			
	1 神林地区敬 老会への参画	—	—	令和6年度の敬老会については、 中止しましたが、年祝いの方へ賞状 と粗品を、また敬老者全員に紅白饅 頭とお茶を贈りました。【実施団体： 神林地区敬老会実行委員会】

役員会開催状況

構成;牛屋2名、福田2名、北新保2名、長松2名、赤松2名、塩谷4名、合計14名

回 数	日 付	内 容	出 席
第1回	令和6年5月27日	年間事業スケジュール案、ささえ〜る隊との連携、まち協備品の集落への貸し出し、平林小学校との連携について ほか	12名
第2回	令和6年7月17日	困りごと・話し合い事業取組報告、ささえ〜る隊との連携について	12名
第3回	令和6年10月23日	村上市歴史的風致維持向上計画委員の選出について、集落支援事業審査について	11名
第4回	令和6年12月11日	集落支援事業審査、部会制について ほか	14名
第5回	令和7年2月13日	部会制について、集落支援事業計画の審査について、令和7年度事業計画について、令和7年度通常総会について ほか	9名
第6回	令和7年3月26日	役員の選出について、令和7年度総会議案書について、令和7年度通常総会の役割分担について ほか	19名

お幕場イベント検討部会開催状況

構成;砂山地域まちづくり協議会運営委員7名、集落選出部会員8名 合計15名

回 数	日 付	内 容	出 席
第1回	令和6年8月21日	部会長・副部会長の選出、今年度事業について	12名
-	令和6年10月6日	イベント実施日 平林小学校、地域住民へ参加を呼びかけ	62名
第2回	令和6年10月18日	今年度事業の振り返り	7名

花いっぱい事業検討部会開催状況

構成;砂山地域まちづくり協議会運営委員7名、集落選出部会員8名 合計15名

回 数	日 付	内 容	出 席
第1回	令和6年5月1日	部会長・副部会長の選出、今年度の事業について	9名
第2回	令和6年5月23日	当日の役割分担・流れについて	9名
	令和6年6月2日	参加者を一般募集し、シバザクラ苗の植栽作業を実施(250株)	41名
第3回	令和6年6月26日	花いっぱい事業事業報告、振り返り、今後の予定について	11名
	令和6年8月3日	管理作業(草刈り)を実施	13名

地域連携事業(防災事業)実施状況

参加者:砂山地域各集落自主防災組織役員、防災士 ほか

回 数	日 付	内 容	出 席
第1回	令和6年7月26日	砂山地域(各集落)の活動計画と意見交換について、砂山地域まちづくり防災事業の取組案について	13名
	令和6年11月2日	避難所運営ゲーム、防災備品の確認について	23名
第2回	令和6年11月28日	各集落における自主防災組織活動報告について 令和6年度事業報告について	12名

神林地区まちづくり協議会連絡会議

構成: 神林地区5地域まちづくり協議会会長5名、副会長5名 合計10名

回 数	日 付	内 容	出 席
第1回	令和6年4月25日	合同研修会の開催、神林中学校連携事業、かみはやし音頭動画作成、神林地区関係人口創出事業実行委員会の選出について	8名
第2回	令和6年11月22日	合同研修会、まちづくり協議会統合に向けた検討、神林地区各種委員等の選出について ほか	8名

神林地区生活支援協議体(神林地区互近所ささえ～る隊)会議

構成: 各まちづくり協議会会長、NPO法人希楽々、民生委員、社会福祉協議会等

回 数	日 付	内 容	出 席
第1回	令和6年5月15日	ささえ愛の日の啓発、「集落での第1歩発表会」、ささえあいカレンダーVol.6について	16名
第2回	令和6年7月25日	地区、集落での取り組みについて、「集落での第1歩発表会」について	13名
	令和6年11月9日	集落での第1歩発表会	約60名
	令和6年11月28日	村上市互近所ささえ～る隊会議合同研修会「今日からできるささえあい20事例」開催	58名
第3回	令和6年12月12日	集落での第1歩発表会、合同学習会、ささえ愛カレンダーについて	15名
第4回	令和7年2月6日	令和6年度活動報告について、「緊急救急情報ボード(仮)」について、来年度について	14名
	令和7年3月17日	村上市互近所ささえ～る隊1層2層合同研修会	-

関係人口創出・拡大事業

参加者: まちづくり組織関係者、神林地域区長会、神林商工会、北新潟農業協同組合など

回 数	日 付	内 容	出 席
第1回	令和6年4月23日	実行委員会 R5年度収支決算及び会計監査報告、地域づくり活動サポート事業実施要項の一部変更について、地域づくり活動サポート事業申請団体の審査について ほか	17名
第2回	令和6年9月13日	実行委員会 事業報告について、ハロウィン&かかし祭について、体験教室について ほか	20名
第1回	令和7年1月30日	役員会 令和6年度事業報告及び収支決算見込について、令和7年度事業計画案及び予算案について	4名
第3回	令和7年2月14日	実行委員会 令和6年度事業報告、収支決算見込について、今年度の振り返りについて、令和7年度事業計画案、予算案について	17名

令和6年度事業 主な活動写真

令和6年6月2日（日） 花いっぱい事業

場所 大池公園



令和6年10月6日（日） お幕場クリーン作戦

場所 お幕場森林公園



令和6年11月2日（土）

砂山地域自主防災組織合同防災研修

場所 平林小学校（松の子ホール）



令和7年1月25日（土）

ささえあいの仕組みづくり講演会

場所 平林小学校（松の子ホール）



神林中学校連携事業

令和6年5月11日（土） 神林中学校ウォークラリー



平林小学校連携事業（平林まち協と共同事業）

令和6年5月25日（土） 平林小学校運動会



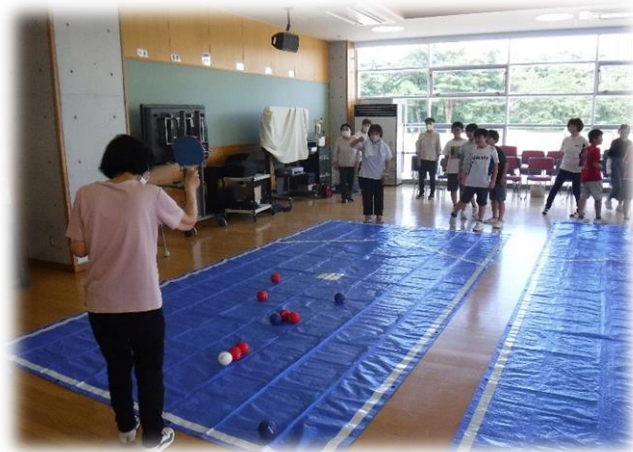
令和7年3月24日（月） 卒業祝い品



令和6年11月26日（火） 鼓童交流講演会



平林小学校ロング昼休み



【他団体】

神林地区互近所ささえ～る隊の取り組み

全体・グループ発表を通して

・コロナ禍で行事等が中止となり、再開していない集落もある中、「自由に面倒なことをしない」という新たな試みでイベントを開催
 ・子どもが喜んでくれるから大人は自主的にOOLしようとなる
 ・関係が良ければ集まりやすい
 ・若い人が企画すれば若い人が集まるものではないか
 ・若い人に企画を持ちかけてみては
 ・防災イベントを集落
 ・LINEグループ作成で地域全体で共有
 ・「何か始めたい」と支え合いにつながらない
 ・広として継続できる仕組みを作る
 ・集落によって「小町りさん」という資源がある
 （配り物をする係）
 ・緊急連絡先を各家庭の電話機の傍に貼っておく（集落で用意した書式）
 （自宅に載っているところを発見されたが緊急時の連絡先が分からず住した事例から）
 ・ゲートボールやグラウンドゴルフで男性の集客化へ
 ・テレビを見てお茶飲みから
 ・フリーWi-Fiがあれば集まりやすい
 ・町内会や町内会でもできるものがある
 （ポッチャ、モルック、オセロ...）
 ・集落組合や老人クラブ、カラオケ愛好会等の集まりを利用
 ・工夫が大事
 ※まだまだたくさんアイデアがありそうです！

「集落での第1歩発表会」を終えて

令和3年度「消防団とのワークショップ」、令和4年度「老人クラブとのワークショップ」、そして令和5年度「小中学生の子どもを伴った世代のワークショップ」を開催し、いよいよ第2ステージとして「集落での第1歩発表会」を開催しました。中学生・高校生、20代・30代など次世代を担う人たちも参加し、65名が各集落から集まり、これからの「支え合い」について意見交換を行いました。

発行 かみはやし互近所ささえ～る隊
かみはやしささえ愛隊長 渡邊 優子
お問合せ 村上市神林支所 地域振興課 地域福祉室
 電話 0254-66-6113

かみはやし互近所ささえ～る隊

「集落での第1歩発表会」報告

11月9日（土）、神林農村環境改善センターにおいて「かみはやし互近所ささえ～る隊」の第2ステージとして「集落での第1歩発表会」を開催しました。中学生・高校生、20代・30代など次世代を担う人たちも参加し、65名が各集落から集まり、これからの「支え合い」について意見交換を行いました。

発行 かみはやし互近所ささえ～る隊
かみはやしささえ愛隊長 渡邊 優子
お問合せ 村上市神林支所 地域振興課 地域福祉室
 電話 0254-66-6113

毎月8日は「かみはやしささえ愛の日」

**わが家の
緊急救急情報ボード**

★家族

	名前	続柄	電話番号
緊急連絡先1			
緊急連絡先2			
緊急連絡先3			

★その他

	名称	電話番号
かかりつけ医療機関		
高齢者相談窓口	村上市神林支所 地域福祉室	66-6113
休日・夜間急患診療	村上市急患診療所	75-8007
のりあいタクシー （荒川・神林地区）	予約センター	53-2525
のりあいタクシー （通院対応）	岩船タクシー	56-7031

発行：かみはやし互近所ささえ～る隊
 お問合せ：村上市神林支所地域振興課地域福祉室
 66-6113

【他団体】

神林地区関係人口創出事業実行委員会の取り組み

令和6年10月26日（土）、10月27日（日） ハロウィン&かかし祭





令和6年11月16日（土） 笹団子・ちまきづくり体験



令和6年度 砂山地域まちづくり協議会 収支決算

収 入

(単位：円)

区 分	当初予算額	補正額	補正後予算額	決算見込額	比較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,729,000	0	1,729,000	1,729,000	0	村上市からの交付金
2 繰越金	220,355	0	220,355	220,355	0	前年度繰越金
3 諸収入	645	0	645	85	▲ 560	預金利子等
合 計	1,950,000	0	1,950,000	1,949,440	▲ 560	

支 出

(単位：円)

区 分	当初予算額	流用額	流用後予算額	決算見込額	比較	説 明
1 集落支援事業	690,000	0	690,000	489,034	200,966	
1(牛屋)	120,000	0	120,000	120,000	0	
2(福田)	80,000	0	80,000	80,000	0	
3(北新保)	80,000	0	80,000	80,000	0	
4(赤松)	80,000	0	80,000	14,733	65,267	
5(長松)	80,000	0	80,000	62,756	17,244	
6(塩谷)	180,000	0	180,000	128,975	51,025	
7 困りごと・話し合い事業	70,000	0	70,000	2,570	67,430	
2 地域コミュニティ推進事業	385,000	40,760	425,760	370,414	55,346	
1お幕場クリーン作戦	75,000	0	75,000	74,549	451	平林小学校児童らに参加を呼びかけ、先生、保護者と運営委員、部会員及び地域住民で実施
2 花いっぱい事業	70,000	0	70,000	60,835	9,165	平林小学校児童らに参加を呼びかけ、先生、保護者と運営委員・部会員でシバザクラ250株を定植
3 防災連携事業	60,000	0	60,000	14,270	45,730	自主防災連絡会議2回、合同防災訓練、防災啓発チラシ
4 小・中学校との連携事業	80,000	40,760	120,760	120,760	0	平林小学校事業への協力 神林中学校事業への協力
5 関係人口創出・拡大事業	100,000	0	100,000	100,000	0	関係人口創出事業実行委員会負担金
3 福祉増進研修事業	243,000	▲ 40,760	202,240	138,029	64,211	
1 ささえあい事業	65,000	▲ 5,814	59,186	24,215	34,971	ささえ～る隊との連携
2 まちづくり活動推進研修事業	15,000	5,814	20,814	20,814	0	運営委員合同研修会
3 神林地区敬老会事業	93,000	0	93,000	93,000	0	牛屋、福田、北新保、長松、赤松各2名×3,000円×5集落＝30,000円、塩谷21人×3,000円＝63,000円
4 笑いと健康いきがい事業	70,000	▲ 40,760	29,240	0	29,240	笑いと健康をテーマに講師を招き講演会を実施
4 組織運営経費	564,000	0	564,000	492,551	71,449	
1 報償費	370,000	0	370,000	325,000	45,000	会長1名32,000円、副会長1名22,000円、監事2名4,000円、運営委員13名221,000円、花いっぱい、お幕場イベント、防災部会員
2 会議費	50,000	0	50,000	38,970	11,030	会議お茶代、費用弁償
3 事務費	70,000	8,288	78,288	78,288	0	切手代・郵送代、事務用品代、振込手数料
4 広報費	74,000	▲ 8,288	65,712	50,293	15,419	神林地区各まちづくり協議会合同号、砂山地域単独号2回
5 予備費	68,000	0	68,000	0	68,000	
1 予備費	68,000	0	68,000	0	68,000	
合 計	1,950,000	0	1,950,000	1,490,028	459,972	

※区分の予算支出に過不足が生じた場合は、役員会の承認により他の区分から流用することができるものとする。

収入額合計	支出額合計	次年度繰越額
1,949,440	1,490,028	459,412

備品台帳

砂山地域まちづくり協議会

No.	分類	物品	規格	購入日	価格	購入先	保管場所	備考
1	行事用備品	ポータブル拡声器	WA361CD A-HM2	H25.5.17	197,190	有限会社南 豆無線電機	自治振興 室保管室	
2	行事用備品	自吸式エンジンポンプ	SEV-25L	H29.5.13	17,800	ホームセンター サン村上店	神林支所 機械室	
3	防災用備品	非常用発電機	EF-1600is	R1.7.4	107,800	株式会社 ニッチ	平林小学 校	指定避難 所
4	防災用備品	バルーン型投光器	BL-210-F	R2.8.17	164,560	株式会社サ ンカルド	平林小学 校	指定避難 所
5	防災用備品	非常用発電機	EF-1600is	R3.9.10	111,000	株式会社 ニッチ	平林小学 校	指定避難 所
6	防災用備品	タープテント	3m×6m、ア ルミ製	R3.11.4	133,349	株式会社ア イテント	平林小学 校	指定避難 所

令和6年度 監査報告書

規約第19条第1項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第2項の規定により次のとおり報告します。

第1 監査の対象

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

第2 監査方法

事業報告書、収支決算書、通帳及び出納簿について、事務局が管理する証拠書類と照合するとともに、会長及び事務局から説明を聴取して監査した。

第3 監査期日

令和7年4月1日

第4 監査の結果

監査に付された事業報告書、収支決算書、通帳、出納簿及びその他添付書類について照合した結果、いずれも適正に処理されていると認めた。

令和7年4月1日

砂山地域まちづくり協議会

会 長 村 山 真 実 様

監事

後藤 栄一 

監事

阿部 辰也 

第2号議案

令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、別紙のとおり承認を求めます。

令和7年4月7日 提 出

砂山地域まちづくり協議会 会 長 村山 真実

令和7年4月7日 承 認

砂山地域まちづくり協議会 総会議長 櫻井 新平

令和7年度事業計画（案）

区 分	事業名	実施時期	対象・人員	取 組 目 標 及 び 内 容
地域の課題 解決、地域 振興及び住 民交流に関 すること。	(1) 集落支援事業の取り組み			
	1 区民ふれあい 大会（牛屋）	10月～11 月の日曜 日	130名	【目標】 区民の健康を増進し、区民同士の親睦を深めることにより、牛屋集落の活性化を図る。 競技に防災訓練の要素を取り入れ、気軽に楽しみながら区民の防災意識を高める 【内容】 午前の部 パン食い競争、玉入れなど各種競技を行う。 午後の部 ビンゴ大会、カラオケ大会、懇親会
	2 健康ウォーキング（福田）	10月19日	60名	【目標】 ウォーキングを行い、体力づくりと区民の方々との交流を深めることを目標とする。 【内容】 芋煮会、ビンゴゲーム、子どもなぞなぞ、懇親会
	3 敬老感謝祭（北新保）	6月21日	80名	【目標】 集落の行事が消滅していく中で老人クラブだけは頑張っている。神林全体の敬老会がない中集落として実施したい。 【内容】 区役員が中心となり、老人クラブ・PTA と連携し、高齢者を敬う。また、高齢者も長寿に感謝をして集落の和を図りたい。
	4 赤松集落内の 環境整備（赤松）	8月31日	40名	【目標】 集落内の環境整備を通して、住民同士の親睦を深める。 【内容】 集落内のゴミ拾い及び草取り。集落公園の植木の手入れ、整備
	5 お楽しみ会（長松）	10月12日	30名	【目標】 従来の収穫感謝祭から事業名を変え、老若男女で親睦を深める。 【内容】 飲食及びビンゴゲームなど
	6 塩谷元気事業（塩谷）	通年	全住民	【目標】 1. 塩谷海岸及び共同墓地を守り整備する。2. 町内の交流及び郷土愛を育む。3. 健康及び防災の意識向上と醸成を図る。 【内容】 1. 海岸整備及び墓地清掃（5月、7月実施予定）、 2. 町内行事支援（通年）3. 健康講座、防災講座（年1回程度）
	7 困りごと・話し合い事業	通年	砂山地域住民	【内容】 集落における困りごとなどを集落役員等で情報を共有し、解決に向けた話し合いを行う。

区 分	事業名	実施時期	対象・人員	取 組 内 容
	(2) 地域コミュニティ推進事業の取り組み			
	1 お幕場クリーン作戦	10月5日 (日)	砂山地域住民	お幕場クリーン作戦を継続し、砂山地域の大切な財産であるお幕場の美しい景観を守っていく取り組みを行う。
	2 花いっぱい事業	6月1日 (日)		砂山地域の観光資源である大池に、冬以外の季節も地区内外から多くの人が訪れてもらえるよう、花の定植などを実施する。
	3 防災連携事業	通年		自主防災組織等と連携して、地域防災活動を通して意識向上と醸成を図る。
	4 小・中学校との連携事業	通年		・平林地域まちづくり協議会と連携し、平林小学校の事業への協力を行う。 ・神林中学校の事業への協力を行う。
	5 関係人口創出・拡大事業	通年	実行委員会 【別組織】	人口減少、少子高齢化が加速するの中で、今ある地域の財産を見つけ、育み、引継ぎそして、地元出身者や、神林にゆかりのある方、神林に興味のある方を関係人口として関係性を築くことで、地域の活性化に結び付ける取り組みを行う。
	(3) 福祉増進研修事業の取り組み			
	1 ささえあい事業	通年	神林地区生活支援協議体	神林地区生活支援協議体等と連携して、支え合いの地域づくりを推進する。
	2 まちづくり活動推進研修	未定	まちづくり協議会運営委員	神林5地域における協議会の運営委員合同の研修及び情報交換を行う。
	3 神林地区敬老会事業	6月中旬	砂山地域対象者	敬老会参加者の支援を行う。
	4 笑いと健康生きがい事業	秋ごろ	砂山地域住民	日頃のストレスなどの発散を目的に笑顔と健康をテーマに健康寿命を延伸させ、元気が出る講演会を実施

令和7年度 砂山地域まちづくり協議会 収支予算（案）

収 入

（単位：円）

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,726,000	1,729,000	▲ 3,000	村上市からの交付金
2 繰越金	459,412	220,355	239,057	前年度繰越金
3 諸収入	588	645	▲ 57	預金利子等
合 計	2,186,000	1,950,000	236,000	

支 出

（単位：円）

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 集落支援事業	644,000	690,000	▲ 46,000	
1(牛屋)	120,000	120,000	0	事業計画書のとおり
2(福田)	80,000	80,000	0	
3(北新保)	80,000	80,000	0	
4(赤松)	80,000	80,000	0	
5(長松)	80,000	80,000	0	
6(塩谷)	180,000	180,000	0	
7 困りごと・話し合い事業	24,000	70,000	▲ 46,000	集落での困りごと、話し合いの場づくり支援
2 地域コミュニティ推進事業	700,000	385,000	315,000	
1お幕場クリーン作戦	80,000	75,000	5,000	参加者飲み物代、参加者景品代、清掃用品代、保険代 など
2 花いっぱい事業	70,000	70,000	0	芝桜苗、培養土代、参加者飲み物代、保険代 など
3 防災連携事業	300,000	60,000	240,000	自主防災連絡会議、防災研修、防災用品の整備
4 小・中学校との連携事業	150,000	80,000	70,000	・平林小学校事業への協力 ・神林中学校事業への協力
5 関係人口創出・拡大事業	100,000	100,000	0	関係人口創出事業実行委員会負担金
3 福祉増進研修事業	258,000	243,000	15,000	
1 ささえあい事業	65,000	65,000	0	ささえ～る隊との連携
2 まちづくり活動推進研修事業	30,000	15,000	15,000	運営委員合同研修会
3 神林地区敬老会事業	93,000	93,000	0	牛屋、福田、北新保、長松、赤松各2人×3,000円 ×5集落＝30,000円、塩谷21人×3,000円＝ 63,000円
4 笑いと健康いきがい事業	70,000	70,000	0	笑顔と健康をテーマに講師を招き講演会を実施
4 組織運営経費	492,000	564,000	▲ 72,000	
1 報償費	292,000	370,000	▲ 78,000	会長1名32,000円、副会長1名22,000円、監事2名 4,000円、運営委員12名204,000円、自主防災組織 連絡会議10人30,000円
2 会議費	50,000	50,000	0	役員会お茶代、費用弁償
3 事務費	80,000	70,000	10,000	切手代、事務用品代、振込手数料 等
4 広報費	70,000	74,000	▲ 4,000	神林地区各まちづくり協議会の合体号、砂山地域 単独号2回
5 予備費	92,000	68,000	24,000	
1 予備費	92,000	68,000	24,000	
合 計	2,186,000	1,950,000	236,000	

※区分の予算支出に過不足が生じた場合は、役員会の承認により他の区分から流用することができるものとする。

第3号議案

砂山地域まちづくり協議会役員の承認について

砂山地域まちづくり協議会役員の選出について、規約第7条第2項の規定により次のとおり承認を求めます。

令和7年4月7日 提 出

砂山地域まちづくり協議会 会 長 村山 真実

令和7年4月7日 承 認

砂山地域まちづくり協議会 総会議長 櫻井 新平

【任期：1期_2年（令和6年4月1日～令和8年3月31日まで）】

役 職	新任者	前任者
副会長	横 山 浩	中 原 武 志
監事	小 林 和 則	阿 部 辰 也

(敬称略)

参 考 資 料

○村上市まちづくり基本条例

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則

○第5期砂山地域まちづくり計画

○砂山地域まちづくり協議会組織構成図

○令和7年度役員・代議員名簿

○砂山地域まちづくり協議会規約

○砂山地域自主防災組織連絡会議設置要領

○砂山地域まちづくり新聞（第36号、第37号）別添

○神林地区まちづくり新聞（第16号）別添

○村上市まちづくり基本条例

平成 27 年 3 月 20 日

条例第 4 号

山、川、海、美しい自然と文化のまち村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるさは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。

私たちは、村上市民憲章(平成 25 年 12 月 18 日制定)に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的に関わり、その活動に参加することをいう。
- (4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。
- (5) コミュニティ 安心な暮らしと助け合いを目的とした組織で、町内や集落組織等をいう。
- (6) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、コミュニティの支援を含めた地域のまちづくりを進める組織であって、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例(平成 23 年村上市条例第 2 号)に定めるものをいう。
- (7) 団体等 コミュニティ、地域まちづくり組織及び公益の増進を目的として市民により構成された団体をいう。

(まちづくりの基本原則)

第 3 条 村上市のまちづくりは、次の各号に掲げる基本原則により進めるものとする。

- (1) 市民が自主的にまちづくりに参画できること。
- (2) まちづくりに関する課題の解決には、各主体が協働して取り組むこと。
- (3) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるための担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第 5 条 コミュニティは、市民にとって身近なまちづくりの場として、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めるものとする。

(地域まちづくり組織の役割)

第 6 条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民及びコミュニティと協力して、地域の活性化と課題の解決に努めるものとする。

(市の役割)

第 7 条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

(まちづくり活動への支援)

第8条 市は、団体等の自主性を尊重するとともに、まちづくりに有効な活動に対し、必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

(意見の尊重)

第9条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む市民及び団体等の意見を尊重するものとする。

(情報の共有)

第10条 市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民及び団体等との情報の共有や相互理解を図るものとする。

2 市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

(人材の育成)

第11条 市及び団体等は、市民がまちづくりに参画できる機会をつくるとともに、まちづくりの担い手を育成することに努めるものとする。

(交流の拡大)

第12条 市及び団体等は、まちづくりを効果的に進めるため、それぞれ交流の拡大に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第13条 市及び団体等は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、一定の地域内において包括的なまちづくりを行う組織の設置及び事業の実施並びに村上市地域まちづくり交付金(以下「交付金」という。)に関する事項を定め、誇りと活気あふれる地域づくりを展開し、元気あふれる定住の里づくりと市民協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 町内や集落がまとまった一定の区域をいう。
- (2) 地域まちづくり組織 町内や集落における活動の支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域が有する人材、施設、資金等を活用し、起業、雇用及び生きがいの創出を推進し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(地域まちづくり組織の設置区域)

第 3 条 地域まちづくり組織(以下「地域組織」という。)は、地域単位で設置するものとし、その設置区域は、別に規則で定める。

(地域組織の要件)

第 4 条 地域組織は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) その地域に居住する人及びその地域で事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体で地域組織が認めたものを構成員としていること。

(事業)

第 5 条 地域組織は、地域におけるまちづくりの基本方針、地域の将来像、事業等をまとめた計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定し、この計画に基づき次に掲げる事業の中から選定して、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりに関し、特に必要があると地域組織が認めること。

(活動の制限)

第 6 条 地域組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者(候補予定者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) 前 3 号に掲げる活動のほか、地域組織の活動として市長が不適當であると認める活動

(協力及び助言)

第7条 市長は、地域組織の円滑な運営を促進するため、地域組織の活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(連携組織)

第8条 各地域組織は、地域組織相互の連携を図るため、地域組織の代表者等で構成する地域組織の連携組織を設置することができる。

(設置等の届出)

第9条 地域組織を設置したときは、規則に定めるところにより市長に届け出るものとする。その届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(交付金の交付)

第10条 市長は、地域組織の運営支援及び地域まちづくり計画に基づき実施する地域組織の活動支援として、交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第11条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(交付申請)

第12条 交付金の交付を受けようとする地域組織は、市長に交付金の交付の申請を行わなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査により不適当と認められる場合は、是正指導を行い、修正等を行った結果適当と認められるときは、交付の決定を行うものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 交付金の交付の請求は、前条の交付の決定の通知を受けた後に行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金の交付手続を行わなければならない。

(交付金の取扱い)

第15条 地域組織は、交付金の活用において、当該構成員の総意を反映し、民主的で公正な取扱いをしなければならない。

(実績報告)

第16条 地域組織は、毎年5月末日までに前年度の実績を市長に報告しなければならない。

(情報公開)

第17条 地域組織は、前条の規定による実績報告及び活動に関する全ての書類を事務所に備え付けるものとし、積極的にその情報の公開に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日

規則第 51 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号

平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号

平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号

令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成 23 年村上市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「行政区」とは、村上市区嘱託員規則（平成 22 年村上市規則第 13 号）第 2 条に規定する行政区をいう。

(地域組織の設置区域)

第 3 条 条例第 3 条に規定する設置区域は、別表第 1 のとおりとする。

(設置等の届出)

第 4 条 条例第 9 条の規定による届出は、地域まちづくり組織設置届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じたときは、地域まちづくり組織変更届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

(交付金の額)

第 5 条 市長は、条例第 11 条に規定する交付金の額を、村上市議会定例会における当初予算の議決後速やかに各地域組織に通知するものとし、各地域組織の交付金の額は別表第 2 に定める配分方法により算定した額とする。

2 前項の規定による通知は、地域まちづくり交付金通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(交付申請)

第 6 条 条例第 12 条の交付金の交付の申請は、地域まちづくり交付金交付申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

(交付決定及び通知)

第 7 条 条例第 13 条第 1 項の交付の決定は、地域まちづくり交付金交付決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の是正指導は、口頭又は文書で行うものとする。

(交付金の交付方法)

第 8 条 交付金の交付方法は、四半期ごとに交付金を分割して交付するものとする。なお、交付する額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、最初に交付する四半期分に含めて交付するものとする。

2 市長は、地域組織の事業実施上やむを得ないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず交付金の一部又は全部を一括して交付することができる。

(交付申請内容の変更)

第 9 条 第 7 条の規定により交付決定を受けた者で、天変地異等不測の事態が生じたことにより申請内容の変更をしようとするときは、地域まちづくり交付金変更交付申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、地域まちづくり交付金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の交付金の交付の請求は、地域まちづくり交付金交付請求書（様式第 8 号）により市長に請求するものとする。

(会計処理)

第 11 条 地域組織の会計は、単年度会計処理とし、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3

月 31 日に終わるものとする。

(積立て)

第 12 条 地域組織は、将来において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金を積み立てることができる。

(繰越処理)

第 13 条 地域組織は、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度に繰り越すことができる。

(実績報告)

第 14 条 条例第 16 条の規定による実績報告は、地域まちづくり交付金実績報告書(様式第 9 号)により行うものとする。

(関係書類の整理等)

第 15 条 地域組織は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、交付を受けた会計年度終了後 10 年間保管しなければならない。

(助成制度の活用)

第 16 条 地域組織は、市民協働のまちづくりを積極的に推進するため、交付金の活用のほか、その他の各種助成制度を積極的に活用し、事業の拡大を図るものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 13 条までの規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地域まちづくり組織	行政区
村上地域まちづくり協議会	羽黒町、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、大工町、細工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、幸町、田端町、若葉町、希望ヶ丘住宅、中川原団地、南町一丁目、南町二丁目、山居町一丁目、山居町二丁目、飯野西、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原
岩船まちづくり協議会	岩船上大町、岩船上町、岩船横新町、岩船中新町、岩船縦新町、岩船新田町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地藏町、岩船下大町、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波温泉三丁目、八日市、上の山
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会	瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、瀬波新田町、松波町、学校町、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、浜新田、松山、三面、松山かみの、下渡、羽下ヶ渚、大平、滝の前、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松原町住宅、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目
山辺里地区まちづくり協議会	山辺里、四日市、天神岡、西興屋、仲間町、坪根、下相川、上相川、日下、小谷、下山田、上山田、門前、赤沢、菅沼、鑄物師、袋、大関、大栗田、高平
上海府地区町づくり推進委員会	岩ヶ崎、大月、野潟、間島、柏尾、吉浦、早川、馬下
あらかわ地区まちづくり協議会	貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、野口、坂町住宅、坂町、坂町駅前、藤沢、山口、羽ヶ榎、田島、佐々木、荒川松山、金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、両新、荒屋、海老江、前坪団地、堤下団地
神納地域まちづくり協議会	岩野沢、山田、飯岡、桃川、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明
神納東地域まちづくり協議会	里本庄、山屋、上助渚、下助渚、志田平、七湊
平林地域まちづくり協議会	松沢、小岩内、川部、湯ノ沢、葛籠山、平林、宿田
砂山地域まちづくり協議会	牛屋、福田、北新保、長松、赤松、塩谷
西神納地域まちづくり協議会	南田中、牧目、九日市、松喜和、今宿、大塚、湯端、高御堂、小口川、新飯田、岩船駅前
館腰地域まちづくり協議会	大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、笹平、瑞雲、釜杭、小揚、熊登、あけぼの
三面地域まちづくり協議会	岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田
たかねまちづくり協議会	高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢
猿沢地域まちづくり協議会	寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野、川端、猿沢、桧原、板屋越
塩野町地域まちづくり協議会	塩野町、松岡、早稻田、原小須戸、本小須戸、荒沢、大須戸、蒲萄
山北地区まちづくり協議会	府屋学校町、府屋本町、府屋浜町、府屋駅前通、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、鶴泊、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂・遠矢崎、板屋沢・垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷、越沢

別表第2(第5条関係)

交付金の内訳	交付金内訳の額	地域組織への交付金配分額
人口割額	市長が定めた交付金の額の65パーセントに相当する額	人口割額を、前年度の1月1日現在の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の人口で除して得た額に、当該地域組織内の人口を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
行政区割額	市長が定めた交付金の額の28パーセントに相当する額	行政区割額を、前年度の1月1日現在の行政区の数で除して得た額に、当該地域組織の行政区の数に乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
加算額	市長が定めた交付金の額の7パーセントに相当する額	加算額を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)、同法施行令(昭和37年政令第301号)及び同法施行規則(昭和37年自治省令第14号)の規定に基づく辺地(人口要件は適用しない。)の辺地度点数(行政区ごとに算出する。)の市の合計で除して得た額に、当該地域組織の辺地度点数の合計を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)

備考

平成24年度以降の年度途中に地域組織を設置し、当該年度に交付金の交付を受ける場合の交付金の額は、日割計算により算定するものとし、上記により算出して得た額を、交付金を交付する年度の日数で除して得た額に、地域組織を設置した日の翌日から年度末までの日数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第5期
砂山地域まちづくり計画
【令和6年度～令和8年度】

みんなで話し合い、取り組み、
誰もが健幸で、
支え合う集落・地域を目指して



令和6年4月
砂山地域まちづくり協議会

1 はじめに

村上市では、各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指し、市民と行政が一体となった「市民協働のまちづくり」が取り組まれています。平成23年度末には、その推進組織として「地域まちづくり組織」（以下「まちづくり協議会」と表記）が、市内に17組織が設立されました。

各まちづくり協議会には、地域の担当として市職員が配置されており、地域住民と共に活動を行う人的支援と、地域まちづくり交付金による財政的支援を受け、地域の特色を活かした活動が展開されています。

砂山地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、砂山小学校区の6集落で構成され、平成23年3月に設立しました。協議会では、3年を1期としたまちづくり計画を策定し、計画に基づいた活動を実施しています。第1期（平成24～26年度）及び第2期（平成27～29年度）では、「みんなで話し合い、みんなで取り組み、ふれあう集落・地域を目指して」とし、第3期（平成30～令和2年度）では、「みんなで話し合い、みんなで取り組み、支え合う集落・地域を目指して」とし、第4期（令和3年度～令和5年度）では、「みんなで話し合い、取り組み、誰もが健幸で、支え合う集落・地域を目指して」を基本方針に掲げ、各集落単位で実施する集落事業と砂山地域全体で実施する地域事業の2つを柱として「地域の元気づくり」に取り組んできました。

しかしながら、令和2年から新型コロナウイルス感染症が流行し、まちづくり事業も中止または内容を縮小や変更するなど大きく変化しました。令和5年5月より感染症法上の位置づけが5類感染症となり行動制限は解除されましたが、地域や集落の人口減少や少子高齢化が加速する中、コロナ渦で一旦、止まってしまった地域コミュニティの復活には、かなりの“力”が必要です。

令和5年6月に砂山地域住民の意向を把握することを目的に、地域の中中学生以上全員を対象とした住民アンケート調査を行い、その結果から見えてきた世代別・男女別の住民ニーズや地域課題を分析し、今後の姿を見据えながら、第5期砂山地域まちづくり計画（以下、「第5期計画」という。）では、第4期計画の中で、これからも取り組む必要があるものは継続し、地域課題解決に向けて生活支援協議体（かみはやし互近所ささえ～る隊）との連携を進め、子どもたちとのふれあいに力を入れるため小・中学校との連携、そして当地域に関係性を持っていたただける方を増やすため、関係人口創出を目的する取り組みなど、私たちを取り巻く環境の変化に合わせた第5期計画として策定します。

2 地域の現況と課題

（1）地域の現況

①地域の概要

砂山地域は、神林地区の西部に位置し、「お幕場」を中心とした広大な松林や「大池」、平成の名水百選に選ばれた清流「荒川」、その清流が流れ込む日本海など、美しい自然に恵まれた地域です。

ここに暮らす人は、地域に愛着を持ち、昔からの伝統行事や文化、町並みなどをこの地域の誇れる財産として継承してきました。

自然や伝統のほかにも、美味しい農産物や魚介類、それらを食材とした郷土料理、そして何よりもあたたかい人とのつながりがあります。

②砂山地域 6 集落の特色

区が中心となり、住民同士のつながりをつくり、集落間の連携を図っています。防災、伝統文化、環境整備活動を消防団やPTAなどの各種団体と住民一人ひとりが協力し合って、より住みよい集落を目指して活動しています。

ア 清流「荒川」に面した牛屋・福田集落

集落の南側の平成の名水「荒川」と面し、その堤防からは、平野に広がる田園を一望することができます。堤防には桜が植栽され、春は桜、夏は清流の輝き、秋には色合いが変わりゆく田園の風景が眺められ、一年を通してウォーキングなどを楽しむことができます。また両集落では、毎年8月の祭礼時に獅子踊りが行われます。古くから引き継がれてきた伝統行事で、数か月前から準備に取り掛かり、集落全体で伝統の継承に取り組んでいます。

イ 砂丘地に位置する北新保・長松・赤松集落

砂山地域の西側は、砂丘地が高台を形成しています。北新保・長松・赤松集落はこの砂丘地に位置しています。砂丘地の畑は、柔らかく糖度が高い「柔肌ねぎ」の産地として有名です。また「お幕場」を擁する広大な「お幕場森林公園」や白鳥の飛来する「大池公園」には大勢の人が訪れます。

ウ 日本海に面する塩谷集落

塩谷集落は、北前船の寄港地として栄えた港町です。伝統的な妻入りの町屋は、歴史的な景観を感じさせます。毎年秋には、町屋散策のイベントに大勢の人が訪れます。町屋の他に御沢仏を納めた「円福寺」、新潟県で一番低い山「番所山」（通称：稻荷山）、塩谷大祭が行われる「鹽竈神社」などたくさんの歴史的財産や自然景勝に恵まれた集落です。

※砂山地域の三つの宝

○日本の白砂青松百選「お幕場」

日本の白砂青松百選は、社団法人・日本の松の緑を守る会が選定した日本の美しい松原を伴った海岸のことです。江戸中期1700年代から江戸の終わり頃までの村上藩当時、お殿様の遊園・行楽の場所としてつくられたといわれています。一帯は松と白砂と苔の緑の景色だったということで、今もその面影を残しています。毎年5月に村上藩のあった頃を偲び、お幕場茶会が開かれています。

○平成の名水百選「荒川」

「荒川」は、平成20年6月に環境省が発表した「平成の名水百選」に選ばれました。選定対象は中・下流域で関川村、村上市、胎内市におよびます。砂山地域の人達は、昔からこの名水の恵みを受けています。

○お幕場森林公園・大池公園

塩谷から岩船までの海岸約3kmの間、国道345号線と海に挟まれた美しい赤松林が続いています。この一帯を「お幕場森林公園」と呼び、広さは83haにも及びます。公園内には遊歩道が整備され、大勢の方が散策に訪れています。この赤松林に囲まれた「大池」は、広さ約3haの砂丘湖です。ハクチョウの飛来地としても知られ、飛来数は年々増加し、今では1,000羽を超えるほどになっています。

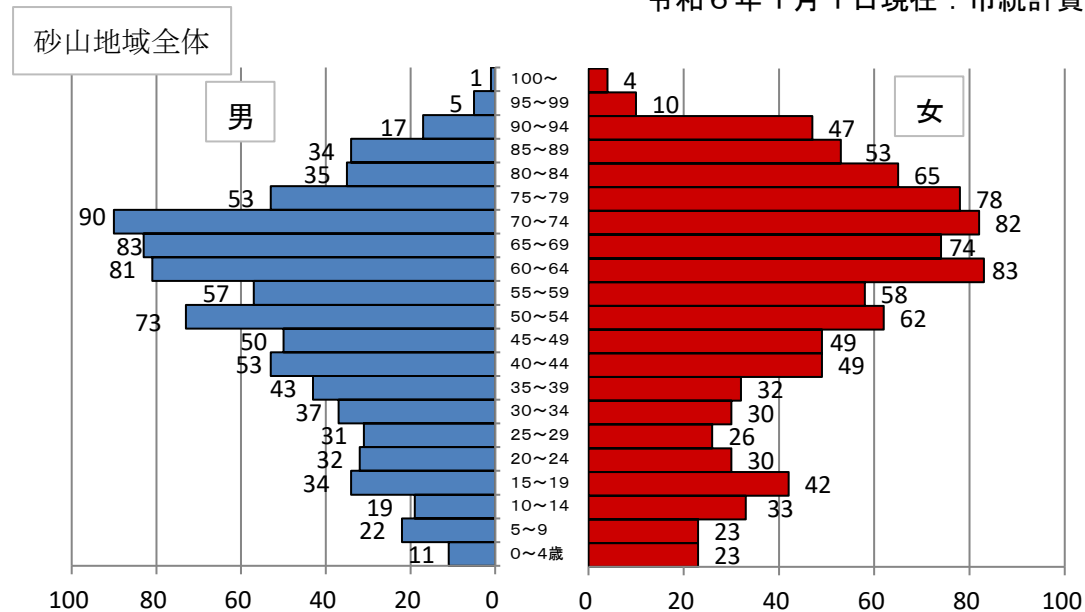
③砂山地域の人口と世帯数

砂山地域の人口は年々減少しており、2000年（平成12年）から2023年（令和5年）までの23年間で減少率は29.4%となっています。特に、2010年（平成22年）からの年少人口（0歳～14歳）の減少が加速しており、生産年齢人口の減少率の約1.7倍となっており、数値からすれば浮き彫りとなっていることがわかります。

【砂山地域：男女年齢別集計表】※ただし施設入所者は除く

人 口	男	女	合計	割合
合計	861	953	1,814	100.00%
15歳未満	52	79	131	7.22%
15～64歳	491	461	952	52.48%
65歳以上	318	413	731	40.30%
うち75歳以上	145	257	402	—
うち85歳以上	57	114	171	—

令和6年1月1日現在：市統計資料



(2) 地域の課題

砂山地域の抱える課題について、令和5年度に実施した住民アンケート調査の集計、まとめをNPO法人都岐沙羅パートナーズセンターに委託し、「砂山地域住民アンケート分析レポート」を作成し、世代別・男女別に整理しました。

砂山地域住民アンケート 配布数:1,572通、回収数:1,436通、回収率:91.3% (令和5年6月実施)

アンケート結果	ポイント
回答者の属性	
回答者の半数以上が60代以上。(若い世代は少数派) 農業従事者の84.8%が60代以上。	世代別に意見をまとめないと若い世代の声が埋没する。 将来的に農地の維持管理が課題となる。
日常的な交通手段	
80代になると車を運転する人の割合が低下し、親族等による自動車での送迎が主な交通手段となっている。 (80代男性30.3%、80代女性43.4%)	現在の70代以下は、1人暮らし・夫婦のみ世帯が多いため、今後親族等による自動車での送迎を今まで通りあてにできるのか？

地域活動への関心

地域全体では、「関心はあるが参加していない」(41.6%)が最も多く、特にどの年代も女性は「関心はあるが参加していない」という割合が男性に比べて高い。	「地域活動に参加していない＝関心がない」という訳ではない。→「時間的に余裕がない」という理由が多く、多様な参加の方法・工夫・配慮が必要。
「関心はないし参加もしていない」という人は若い世代に多く、10代男性(31.9%)、20代男性(50.7%)、20代女性(39.3%)、30代男性(29.9%)が特に高い。	H29年度と比べ、関心はないし参加もしていないという人の割合が若い世代で増加している。

近所づきあいでの悩み

半数以上が「悩みや要望はない」と回答しているが、「近所づきあいが煩わしい」18.0%、「地域・集落での仕事や行事が忙しすぎる」10.1%。 地域の営みを持続可能なものとするためには、これまでのやり方・活動内容を見直し、負担軽減を検討する必要がある。	30～60代の中堅世代には昔ながらの近所付き合いのやり方が価値観と合わない部分がでてきている。地域活動に参加している割合の高い40・50代が「行事が多くて、忙しすぎる」と強く負担感を抱えている。 人口減少が進む中、地域・集落の運営方法や組織体制を検討する必要がある。
---	--

定住受入の必要性、他地域との交流の必要性

定住者の受け入れについては半数近くの人「必要」と考えているが、「わからない」という人も1/3程度いる。他地域との交流の必要性については「わからない」が4割以上。	人口減少対策として他地域からの移住・定住者の受け入れが必要と考えている人もいるが、今ひとつ実感がないという人も多い。 今後を考え、 地域での十分な話し合い が必要。
--	--

この地域・集落に住みたいと思いますか？

砂山地域では「住みたい」と答えた人は56.1%で、 神林地区5地域の中で最も低い割合 でした。 特に10代～30代が、男女とも他地域と比べて低い割合となっています。	10代と20代は「住みたい」が30%以下で「わからない」が一番多い。 若年層は「わからない」と答えた人も4～6割前後いるため、これからの取り組み次第。
--	--

自分の子供にもこの地域・集落に住んでほしいと思いますか？

地域全体では「住み続けてほしいと思う」が40.3%で、これも 神林地区の中で最も低い割合 でした。 前回調査(H29)と比べ、60代以下の大半の世代で子供への定住希望が低下している。	10～30代及び40・50代女性は「住み続けてほしいとは思わない」の方が多い。 定住意向を見たときに 親世代の意向が、子ども世代の意向に影響している可能性 がある。
---	--

この地域・集落に愛着がありますか？

地域全体では「愛着がある」と答えた人は59.2%。 H29の前回調査よりも若年層(10代～30代)の愛着度は上昇しているが、40・50代は若干低下している。	愛着と定住意向が繋がっていないのは、将来への希望・安心感が足りていないからか？ 地域・集落でできることを考えていく必要がある。
---	--

地域・集落内で誇りに思っているものは何ですか？（複数回答）

誇りに思う地域資源のトップ5は		砂山地域の素晴らしい 地域資源 （お幕場、大池、荒川、田園風景等）や 伝統行事 （獅子踊り、七夕、お神輿等）を大切に、盛り上げることが誇りになる。
①地域内の景観・自然環境	42.2%	一方、10～50代は誇りに思っているものが「無い」と答える割合が地域全体の割合より高く、 世代間の意識の違い にも目を向ける必要がある。
②地域内の諸行事（祭り、イベント等）	24.5%	
③無い	18.8%	
④地域内の特産物（農林水産物、加工品等）	14.8%	
⑤地域内に暮らす人々	11.4%	

日々の暮らしの心配ごと（複数回答）

不安・困りごとのトップ5は、		
①自分自身の健康面	43.2%	70・80代ではトップ。 →自分の健康について不安視している人が多い。
②空き家が増えて管理が行き届かなくなる	35.2%	30～70代で上位にランクイン。 →空き家が増えていることに危機感を感じている。
③災害への備えや避難など防災・安全	34.9%	20～80代で上位にランクイン。 →ほぼすべての世代で課題として認識されている。
④屋根の雪おろしや玄関先の門払いなど冬季の除雪	31.8%	20・40・60～80代で上位にランクイン。 →幅広い世代で心配ごとになっている。
⑤親の介護や生活支援	25.8%	20～60代で上位ランクイン（40・50代では第1位）。

※要注意（全体の順位は高くないが、特定の世代では順位が高いもの）

⑪進学・就職	9.4%	10代のみ上位にランクイン。
⑫通学・学習環境	7.2%	→今後の進路に対する不安が大きい。
⑬安心して子育てができる環境があるか	7.0%	30代のみ上位にランクイン。 →子育て環境への不安が大きい。
⑭医療や福祉等の公的サービスが今と同じように受けられるか	24.8%	70代のみ上位にランクイン。 →医療・福祉への不安が大きい。
⑮近隣にお店がなくなり、日常の買物が不便になる	24.4%	80代のみ上位にランクイン →交通手段への不安が大きい。
⑯買い物・通院などの交通手段	17.3%	

3 砂山地域のまちづくりの基本方針、将来像

これまでのまちづくり計画（第1期～第4期）では、「砂山地域事業」と「集落町内会事業」の2つを柱に据えた取り組みを行ってきました。「砂山地域事業」では、お幕場、大池、荒川、塩谷の海岸を砂山地域の共通の財産として位置付け、それらに働きかける取り組みを通して、地域に関心や愛着を持つこと、そして砂山地域住民としての一体感の醸成を目指しました。「集落町内会事業」では、集落活動をまちづくりの基本と捉え、集落の活動を支援することで、集落住民の絆を深めることや、地域の元気づくりを目指してきました。

第5期計画においても、この2つの取り組みを継続し、これまでの課題を検証しながら、地域の皆さんが主体的に参加していただけるような活動になるよう検討していきます。

また、希望をもって地域で安心して暮らせるよう、支え合う仕組みづくりをかみはやし互近所ささえ～る隊や神林地区関係人口創出事業実行委員会と連携を図りながら、継続的に課題解決に向けて、みんなで話し合い、取り組みを進めてまいります。

（1）基本方針

みんなで話し合い、取り組み、誰もが健幸で支え合う集落・地域を目指して

砂山地域の目指す将来像を掲げる基本方針では、これまで住民一人ひとりがこれからも安心して暮らしていくために、みんなで支え合う集落・地域づくりを目指すこと掲げてまいりました。

第5期計画では、これまでの方針を基本として、目指していくためには、まずは誰もが健康で、幸せであることが重要です。1日1日を大切に、隣り近所同士がお互いさまの精神を忘れずに、そのような関係性を地域全体で意識を持ち、目指すことを基本方針とします。

（2）目指すべき将来像

- ①砂山地域の財産を活かし、地域住民が憩い、他地域からも人が訪れる地域
- ②集落の伝統行事や文化が守られ、地域の誇りとして継承される地域
- ③災害への備えや避難体制が整備され、安心して暮らせる地域
- ④地域の課題をみんなで話し合い、支え合いながら暮らせる地域
- ⑤子どもたちとの触れ合いを大切に、地域資源などの魅力を発信する地域

（3）具体的な取り組み

将来像	取組内容
①砂山地域の財産を活かし、地域住民が憩い、他地域からも人が訪れる地域	◆お幕場クリーン作戦 これまで白砂青松の美しい松林を守っていくため、お幕場でのクリーン作戦を継続的に実施してきました。少しずつではありますが、白い砂地が広がり一定の成果があり、「取り組みを止めるとまた荒れてしまうので継続すべき」という意見が多かったこともあり、地域、集落、家族等でお幕場に親しむ機会を増やすこと等も検討しながら、関係機関とも連携を図りながら取り組んでいきます。

	◆花いっぱい事業 第4期の取り組みでは、砂山地域の共通の財産である大池公園を花で飾り、多くの方に砂山地域を訪れてもらうことと、植栽や管理作業を通して地域住民のつながりを深めることを目的として実施しました。第5期では、苗の植栽や草取り作業等など、実施方法を検討しながら継続して取り組んでいきます。
②集落の伝統行事や文化が守られ、地域の誇りとして継承される地域	◆集落事業 人口減少や少子高齢化が進み、地域を支える人材が不足する傾向になる中、伝統的な行事などの地域活動を続けることが困難になってきている集落もあります。また、集落の皆さんが一堂に会して顔を合わせる機会や地域住民同士のふれあいも以前より少なくなってきました。第5期では、集落内での話し合いを更に深め、より一層集落が元気になるような取り組みを検討していただき、集落単位で取り組む事業への支援を行います。
③災害への備えや避難体制が整備され、安心して暮らせる地域	◆地域防災活動（自主防災組織*1等との連携） 第3期に「砂山地域自主防災連絡会議」を設置し、砂山地域全体で研修会などを開催し、地域として防災知識の構築や情報共有を行うなど活動を行ってきました。第5期でも地域の課題や実情に合った対策を地域住民とともに考えていく機会を設けるなど検討してまいります。

*1 自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織であり、日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行います。

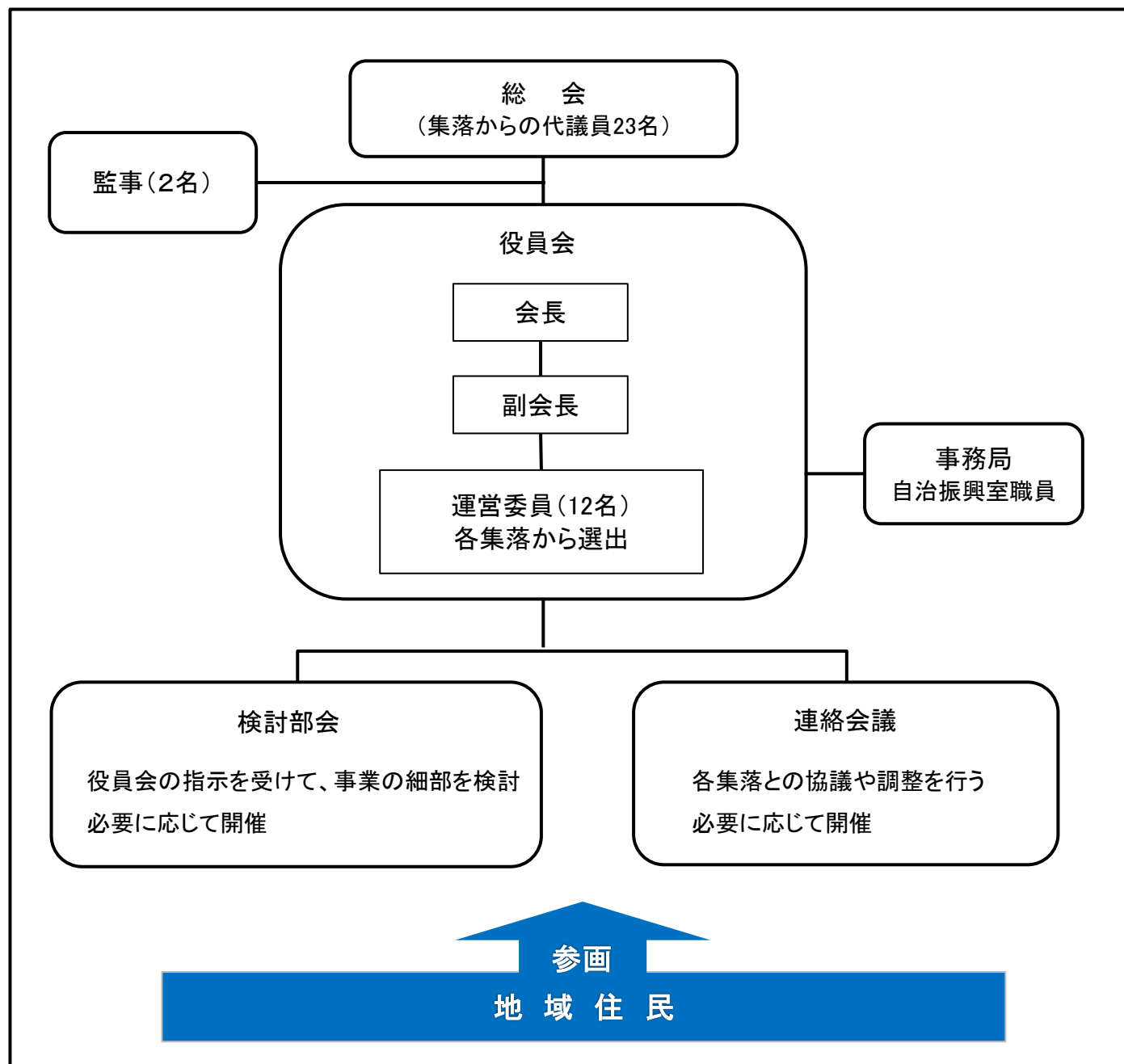
将来像	取組内容
④地域の課題をみんなで話し合い、支え合いながら暮らせる地域	◆支え合いの地域づくり（集落支援員*2、生活支援協議体*3等との連携） 砂山地域の6集落は、集落の規模や産業、年齢構成、人口減少率などに違いもあり、集落が抱えている課題も異なる部分もありますが、課題解決に向けた取り組みとして、包括的に支える仕組みづくりを推進していきます。
	◆敬老会の開催 神林地区の敬老会は、公民館事業として実施していた頃からの伝統的な行事であり、毎年大勢の高齢者の皆さんにご参加いただいています。支え合いの意識を育む事業としても位置付けおりますが、開催方法について、実行委員会が中心となって検討して取り組んでまいります。
	◆研修会・ワークショップ等の開催

	砂山地域においても少子高齢化と人口減少は急速に進んでいます。住民アンケート調査から浮かび上がった地域のさまざまな課題に向き合い、各集落の役員の皆さんとまちづくり協議会が一緒になって地域の現状や他地区の取組みなどについて学び、これからも安心して暮らしていけるまちづくりを考えていくため、各種研修会やワークショップなどの計画を検討していきます。
⑤子どもたちとの触れ合いを大切に、地域資源などの魅力を発信する地域	◆小中学校との連携について 私たちはこれまでも小・中学校の児童との関係性を大切に、連携を図ってまいりました。第5期においても、平林地域まちづくり協議会と連携を図り、継続的に地域の子どものために地域として伝えていくべきことを研究しながら、小中学校再編に伴う、今後のまちづくり協議会の組織再編も含めた検討を行っていきます。

*2 集落支援員は、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事します。また、話し合いを通じて必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に取り組みます。

*3 生活支援協議体は、高齢者人口の増加などにより、介護サービスの利用者UP→介護保険料UPが予想されることから、地域の支え合いによる生活支援や介護予防を考えていくことを目的に各地区で設置されています。神林地区では、5地域のまちづくり協議会、民生委員、NPO法人希楽々、社会福祉協議会、塩谷基地等の各団体代表者が構成メンバーになっています。

砂山地域まちづくり協議会組織構成図



令和7年度 運営委員・代議員等名簿

運営委員名簿

(敬称略)

集 落	氏 名	備 考
牛 屋	高 橋 重 栄	
牛 屋	長 谷 部 善 一	
福 田	櫻 井 貢	
福 田	櫻 井 和 明	
北新保	村 山 真 実	
北新保	山 口 輝 美	
長 松	阿 部 辰 也	
長 松	岸 貴 子	
赤 松	櫻 井 孝 之	
赤 松	熊 崎 慧 器	
塩 谷	横 山 浩	
塩 谷	田 村 良 文	
塩 谷	野 澤 敬 也	
塩 谷	田 村 い づ み	

代議員名簿

(敬称略)

集 落	氏 名	備 考
牛 屋	石 田 広 明	
牛 屋	岸 直 次	
牛 屋	泉 美 憲	
牛 屋	遠 山 敬	
福 田	櫻 井 新 平	
福 田	櫻 井 一 博	
福 田	須 貝 卓 弥	
福 田	鈴 木 慎 一	
北新保	川 崎 徹	
北新保	川 崎 正 弘	
北新保	後 藤 栄 一	
北新保	川 崎 文 郎	
長 松	小 林 正 彦	
長 松	小 林 和 則	
赤 松	高 木 和 広	
赤 松	佐 藤 泰 憲	
赤 松	相 馬 和 美	
塩 谷	奈 良 橋 徹 彦	
塩 谷	東 俊 隆	
塩 谷	田 村 勝 也	
塩 谷	佐 藤 紀 夫	
塩 谷	佐 藤 正 志	
塩 谷	田 村 富 夫	

監事名簿

(敬称略)

集 落	氏 名	備 考
北新保	後 藤 栄 一	
長 松	小 林 和 則	

砂山地域まちづくり協議会規約

平成 24 年 3 月 9 日制定

平成 28 年 4 月 13 日改正

令和 6 年 4 月 18 日改正

(目的)

第 1 条 本会は、砂山地域に暮らす住民が地域の個性や課題をお互いに話し合い、協力して取り組むことで、住みやすい地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、砂山地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所及び所在地)

第 3 条 本会の事務所は、村上市役所神林支所地域振興課自治振興室に置く。また、本会の所在地は、事務所の所在地と同じ村上市岩船駅前 56 番地に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第 5 条 本会は、砂山地域に居住する人及び砂山地域で事業を実施する個人若しくは法人又は砂山地域で活動する各種団体（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(代議員及び役員の選出)

第 6 条 本会は、集落区長（以下「区長」という。）から別表 1 のとおり代議員及び役員の選出を受ける。ただし、別表 1 の人数には、できる限り区長を含むものとする。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名
- (4) 運営委員 12 名

2 会長、副会長及び監事は、役員会において選出し、総会の承認を得る。運営委員は役員として区長から選出された者で会長、副会長以外の者があたる。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。
- 4 運営委員は、本会の運営について審議する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(代議員)

第10条 代議員は、通常総会及び臨時総会において役員会が提案する議題を審議し、議決する。

- 2 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び連絡会議とする。

(総会)

第12条 総会は、構成員で参会した者及び代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、役員及び代議員のそれぞれ2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員出席者数、参会構成員数及び役員出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、役員会を構成する者の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 協議会に、事業実施のための検討部会を設置することができる。検討部会の会務は、役員会で別に定める。

(連絡会議)

第15条 連絡会議は、事業について各集落と、必要な事項を協議することを目的とし、会長が必要に応じ招集できるものとする。

- 2 連絡会議の構成は、事業に応じて役員会で決定し、会長が議長となる。
- 3 連絡会議は、参集依頼した構成員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、神林支所地域振興課自治振興室に置く。
- 3 事務局は、会務及び会計を掌握する。

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画及び収支予算は、役員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査)

第 19 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(その他)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 9 日から施行する。

改正後の規約は、平成 25 年 4 月 9 日から施行する。

改正後の規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規約は、令和 6 年 4 月 18 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

集 落	代議員として選出 する人数	役員として選出 する人数
牛屋	4 名	2 名
福田	4 名	2 名
北新保	4 名	2 名
長松	2 名	2 名
赤松	3 名	2 名
塩谷	6 名	4 名
合計	23 名	14 名

砂山地域自主防災組織連絡会議設置要領

(設置)

第1条 砂山地域各集落の自主防災組織（以下「自主防組織」という。）の連携を密にすることにより、砂山地域における自主防災体制の強化と地域住民の防災意識の向上を図ることを目的として、「砂山地域自主防災組織連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 自主防災組織相互の情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 自主防災組織相互の連携の推進に関する事項
- (3) その他、地域防災活動の推進に必要と認められる事項

(構成)

第3条 連絡会議は、砂山地域各集落の自主防災組織役員をもって構成する。

- 2 連絡会議の議長は、砂山地域まちづくり協議会規約第15号第2項の規定に基づき、砂山地域まちづくり協議会会長が務める。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じ議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、村上市神林支所地域振興課自治振興室に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。

砂山地域まちづくり協議会

村上市神林支所地域振興課内

〒959-3492

村上市岩船駅前56番地

電話:0254-66-6122

FAX:0254-66-6110

<https://www.city.murakami.lg.jp/site/sunayama/>